

2 山形県住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 令和6年度行事予定

実施機関名	内 容
山形市消防本部 TEL : 023-634-1195	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般住宅の防火訪問 各地区の消防団員及び女性防火クラブ員が一般住宅を訪問し、広報資料の配布及び火災予防の推進(住宅用火災警報器設置促進)を図る。 ○ ひとり暮らしの高齢者世帯等の防火診断 予防課の防火指導員が単身高齢者宅へ防火訪問し火災予防の啓発及び住宅用火災警報器設置促進を図る。
上山市消防本部 TEL : 023-672-1190	<p>女性消防団員、女性防火連絡協議会会員と協力し防火広報のチラシ、ポケットティッシュ等の配布住宅用火災警報器の設置・維持広報の街頭指導及びアンケート調査を行う。</p>
天童市消防本部 TEL:023-654-1191	<p>天童市女性防災クラブ及び天童市消防団女性消防隊と合同で、成生地区の75歳以上が居住する世帯(約200世帯)に防火訪問を実施。火災予防啓発物品や冊子を配布し居住者に対し、住宅用火災警報器の設置促進、設置後の維持管理等、住宅防火対策の推進をはかる。</p>

実施機関名	内 容				
西村山広域行政 事務組合消防本部 TEL： 0237-86-2571	1 街頭指導、訓練指導等 ① 日時、場所				
	実施日	市町別	会 場	時 間	
	11月9日(土) 11月10日(日)	寒河江市	ヨークベニマル寒河江店 おーばん寒河江西店	10:30~11:30 10:30~11:30	
	11月9日(土) 11月10日(日)	河 北 町	ヤマザワ河北谷地店 ヨークベニマル河北店	15:00~16:00 15:00~16:00	
	11月14日(木) 11月15日(金)	大 江 町	道の駅おおえ 道の駅おおえ	10:00~11:00 10:00~11:00	
	11月3日(日) 11月10日(日) 11月16日(土)	朝 日 町	創遊館(朝日町文化祭) 道の駅あさひ 朝日町役場(産業まつり)	9:00~10:00 10:00~11:30 10:00~16:00	
	11月9日(土) 11月10日(日)	西 川 町	道の駅にしかわ 道の駅にしかわ	10:30~11:30 10:30~11:30	
	② 内容 ティッシュ、チラシ等の配布、広報用ポスター、のぼり旗を設置し、住宅用火災警報器の設置維持管理をPRする。				
	2 車両に住宅用火災警報器広報用マグネットシール貼り付け巡回広報 ① 日時、場所 ・11月13日(水) 午前 寒河江市・大江町 午後 寒河江市・河北町 ・11月14日(木) 午前 寒河江市・西川町 午後 寒河江市・朝日町				
	3 『さがえまちかどTV』への住宅用火災警報器設置促進PR映像の放映依頼				
	村山市消防本部 TEL:0237-55-2514	市内大型店舗出入口で、住宅用火災警報器設置維持管理の促進について、村山市女性防火クラブ連絡協議会役員が中心となり、女性消防団員等とチラシ等の火災予防啓発物品を配布し街頭広報活動を実施する。			

実施機関名	内 容
東根市消防本部 TEL:0237-42-0134	火災予防期間中、店内放送による住宅用火災警報器普及・維持促進。
尾花沢市消防本部 TEL:0237-22-1131	店舗出入り口に、広報用パネルを設置し、チラシやティッシュを配布。 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について周知する。
最上広域市町村圏 事務組合消防本部 TEL : 0233-22-7521	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施目的 秋季火災予防運動の実施に伴い、住宅用火災警報器設置促進のため、多くの住民に警報器の重要性、有効性を周知し、管内の設置率100%を目的とする。 2. 実施内容 住宅用火災警報器の設置促進広報音声を流し、随時管内を消防車両で巡回する

実施機関名	内 容
置賜広域行政事務 組合消防本部 TEL:0238-23-3107	<p>1 共通行事【問合せ先：予防課予防指導係（23-3107）】</p> <p>(1) 飲料用自動販売機パネルへの住宅用火災警報器普及等の掲示</p> <p>① 令和6年11月9日～11月15日</p> <p>② 管内の協力事業所自動販売機</p> <p>2 米沢消防署【問合せ先：予防係（23-3108）、米沢消防署北部出張所】</p> <p>(1) 物販店出入口での街頭広報</p> <p>※大型物販店等協力事業所出入口において、防火チラシ、PR ポケットティッシュを配布し、促進・啓発を図る。</p> <p>(共催：婦人防火指導員、消防職員)</p> <p>① 令和6年11月10日</p> <p>② 市内物品販売店</p> <p>(2) 住宅用火災警報器の設置及び重要性の周知</p> <p>※市役所庁舎1階市民ホールへ住宅用火災警報器モデルパネル及び防火チラシを設置し種類や設置場所、必要性等について設置推進を図る。</p> <p>① 令和6年11月9日～11月15日</p> <p>② 米沢市役所市民ホール</p> <p>(3) ケーブルテレビ放送での広告掲載</p> <p>※市民へ火災予防及び住宅用火災警報器の普及及び交換の重要性を広報</p> <p>① 令和6年11月9日～11月15日</p> <p>② 管内ケーブルテレビ放送（広告）</p> <p>3 南陽消防署【問合せ先：予防係（43-3500）】</p> <p>(1) デジタルサイネージによる広報</p> <p>※協力事業所（4事業所）が設置しているデジタルサイネージに住宅用火災警報器PR画像及び広報文を掲載し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 南陽市内協力事業所（4事業所）</p> <p>(2) ダイレクトメールによる広報</p> <p>※協力事業所（1事業所）が発送するダイレクトメールに住宅用火災警報器PRチラシを同封し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 南陽市内協力事業所（1事業所）</p> <p>(3) 物販店のレジ及びトイレへの広報文貼付による広報</p> <p>※大型物販店等協力事業所において、目に留まりやすいレジ前の会計待ち列部分の床面及びトイレに広報文を貼付し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p>

	<p>② 南陽市内協力事業所</p> <p>(4) ホームセンターにおいて住宅用火災警報器販売ブース設置 ※物販店等協力事業所において、店内の目に付きやすい箇所に特設販売ブースを設置し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 南陽市内協力事業所</p> <p>(5) 公共機関において住宅用火災警報器 PR ブース設置 ※南陽市文化会館において、住宅用火災警報器 PR ブースを設置し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② シェルター南陽ホール</p> <p>(6) 未設置及び一部未設置、点検未実施世帯への広報 ※南陽市危険物安全協会協賛のもと、住宅用火災警報器の設置、維持管理に関する 広報はがきを送付する。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 南陽市管内</p> <p>4 高島消防署【問合せ先：予防係（52-1505）】</p> <p>(1) 町広報誌への掲載</p> <p>① 令和6年11月1日号</p> <p>② 高島町広報誌</p> <p>(2) 消防車両に住宅用火災警報器設置促進のマグネットを貼付し巡回</p> <p>① 令和6年11月9日～11月15日</p> <p>② 各消防車両</p> <p>(3) 物販店・公共施設トイレへの広報文貼付による広報 ※目に留まりやすいトイレ内へ広報文を貼付し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 高島町内協力事業所（2事業所）</p> <p>(4) 物販店出入口での街頭広報 ※大型物販店等協力事業所（2事業所）出入口において、ポケットティッシュを配布し、促進・啓発を図る。</p> <p>① 令和6年11月9日・11月10日</p> <p>② 高島町内協力事業所（2事業所）</p> <p>(5) 住宅用火災警報器販売店舗での広報 ※陳列棚を目立つ場所へレイアウト変更いただき、広報用のポップや啓蒙品を設置し、促進・啓発を図る。</p> <p>5 川西消防署【問合せ先：予防係（42-3700）】</p> <p>(1) 物販店出入口での街頭広報 ※大型物販店等協力事業所出入口において、住宅用火災警報器のパネル展示、広報パンフレット、PR ポケットティッシュを配布し、促進・</p>
--	---

	<p>啓発を図る。</p> <p>(共催：女性防火クラブ、女性消防団、消防職員)</p> <p>① 令和6年11月9日</p> <p>② 川西町内協力事業所</p> <p>(2) 物販店内に住宅用火災警報器設置促進広報文の掲示</p> <p>※大型物販店等協力事業所内に消防署で作成した住宅用火災警報器設置促進広報文を設置する。</p> <p>① 令和6年11月1日～11月30日</p> <p>② 川西町内協力事業所(4事業所)</p>
--	---

実施機関名	内 容
西置賜行政組合 消防本部 TEL:0238-88-1797	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊戯施設へ住宅用火災警報器のパネル掲示、小学生が作成した防火ポスターの展示及び住宅用火災警報器設置促進チラシの配付 【長井】 ・商業施設店頭で住宅用火災警報器設置促進チラシの配布及び広報活動【長井・飯豊】 ・住宅用火災警報器設置促進ののぼり旗を設置（消防本部・商業施設）【長井・飯豊】 ・広報の実施（車両に住宅用火災警報器設置促進のマグネットを掲示し防火巡回）【長井・飯豊・小国】 ・コミュニティーFM「おらんだラジオ」を活用した防火広報の実施【長井】 ・役場防災ラジオで住宅用火災警報器設置促進に関する広報を実施【小国】 ・町の広報誌に住宅用火災警報器設置推進に関する記事の掲載依頼【小国】 ・査察や避難訓練等の出向に合わせ、住宅用火災警報器の設置促進と10年経過した住警器のバッテリー交換または本体交換の推奨【小国】 ・「元気にここに健康まつり」にて住宅用火災警報器パネルの掲示及びパンフレットの配付【白鷹】 ・消防本部 HP に住宅用火災警報器設置促進の記事を掲載

実施機関名	内 容
<p>鶴岡市消防本部 TEL:0235-22-8332</p>	<p>1 実施方法 管内商業施設等の出入口付近において、住宅用火災警報器の適正な設置を図ることを呼び掛けるとともに、適切な維持管理や本体交換の推奨について、広く住民へ周知する。</p> <p>2 参加範囲 (1) 各課・各分署の当番員 (2) 鶴岡地区女性防火クラブ連絡協議会 鶴岡市消防団女性消防隊</p> <p>3 活動内容（おおむね1時間以内の周知活動） (1) 住宅用火災警報器のぼり旗を掲示する。 (2) 啓発物品（チラシ、ティッシュ等）を配布し、設置及び点検の実施について呼びかける。</p> <p>4 実施日時、場所等 11月9日（土）から11月15日（金） 10:00～16:00のうち、約30分間 管内9会場（商業施設等）調整中</p>
<p>酒田地区広域行政 組合消防本部 TEL:0234-31-7146</p>	<p>○ 大型商業店舗内での住宅用火災警報器設置維持管理広報チラシの配布 11月12日 10時0分から イオン東北株式会社 イオン酒田南店 ・消防本部員が店舗内の一角に広報ブースを設置し、住宅用火災警報器を含む防災用品の設置維持管理のチラシ等を配布する。</p> <p>○ 地元FM局による住宅用火災警報器設置維持管理広報 収録日 10月21日 10時0分から 放送日 11月9日から15日の間、複数回放送 酒田産業会館内（酒田市中町二丁目5番10号） ・ハーバーラジオによる住宅用火災警報器設置維持管理広報及び住宅防火に関する広報を実施する。</p> <p>○ 官公庁施設のデジタルサイネージを活用した住宅用火災警報器設置維持管理広報</p>

	<p>11月1日から令和7年10月31日まで 酒田市役所、庄内町役場及び遊佐町役場</p> <ul style="list-style-type: none">・官公庁施設のデジタルサイネージで住宅用火災警報器の広報動画又は画像を掲載する。広報資料に関しては通年で掲載する。
--	---